

平成23年度第1回政策評価委員会

平成23年7月28日

【小室官房総務課企画官】 本日は、お忙しい中、公正取引委員会の政策評価委員会にお集まりいただきましてありがとうございます。公正取引委員会で政策評価を担当しております官房総務課企画官の小室でございます。本日は司会進行を務めさせていただくとともに、個々の政策評価書案について説明させていただきます。

本日の議題でございますが、平成23年度の政策評価書案として、実績評価7つについて御説明させていただきます。御意見を賜りたいと考えております。

なお、前々回の政策評価委員会から、会議の後に詳細な議事録をホームページで公開しています。

また、前回の政策評価委員会から一般の方々の傍聴も可能として、事前にホームページで募集しましたが、応募者はいらっしゃいませんでした。

それでは、政策評価委員会に先立ちまして、松尾総括審議官から御挨拶させていただきます。

【松尾総括審議官】 公正取引委員会官房総括審議官の松尾でございます。本日は、お忙しい中、23年度の第1回の政策評価委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

今、小室の方からも説明があったところでございますが、本日の会合では7つの施策に関する評価書について御意見をいただければと考えております。また、評価の方法ですが、これまで公正取引委員会の政策評価につきましては、総合評価と実績評価が混在していましたが、今年度からは原則として実績評価の方法で実施することといたしました。公正取引委員会が実施する施策については、政策効果を定量的に把握する、分析するということは必ずしも容易ではないということはこちらとしても理解しているところですが、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づきまして施策の効果をできるだけ定量的に把握する取組を進めるという観点から、今回から、実績評価の方法による政策評価を拡大するというにいたしましたところでございます。

また、今回初めての試みという点もございますが、取組の成果につきましては、まだまだ不十分な点もあるかとは思いますが、実績評価の実施方法につきましては、今後とも政策評価委員の皆様からの御意見も活用させていただきつつ、引き続きその工夫と改善に努

めて参りたいと考えております。

今回7つの評価書でございますが、その具体的中身につきましては、これから担当の小室から説明させていただきますので、忌憚のない御意見をいただきますよう何とぞよろしくお願いいたします。

【小室官房総務課企画官】 それでは、早速でございますけれども、議題に入らせていただきます。

本日はお手元の資料に基づきまして、7つの実績評価書案について説明させていただきますけれども、その前に、本日席上で配付させていただいた資料について簡単に説明させていただきます。

本年度から政府全体の取組といたしまして、政策評価の関係で標準様式を導入することを内容とする実績評価の実施方法の変更が予定されているところでございますけれども、3月に発生しました東日本大震災の影響で本年度につきましては標準様式の導入等につきましては試行的に取り組むとされておりまして、各省庁の判断によってこういった様式の導入の可否を判断するという事になってございます。

当委員会といたしましては、標準様式はいずれ導入しなければいけないものでございますので、本年度からこれを導入することにしまして、まとめさせていただき、席上配布しております。御覧のとおり、施策の概要、達成すべき目標、施策の予算額・執行額といったことを明示しまして、測定指標の変動状況等について記載してございます。従前の評価書につきましては、この内容についてより詳細に説明するための付属資料といった位置付けに今後はなっていくということでございます。

したがって、標準様式の記載内容につきましては実質的にはこれから説明させていただきます実績評価書の要約版となってございますので、本年度以降、当委員会におきましてもこの標準様式、それから付属資料としての扱いとなる実績評価書資料を作成して公表することといたしました。

本日の説明につきましては、実績評価書資料案に基づいて行わせていただきます。各実績評価書案の説明自体は私から行いますけれども、委員の皆様からの御質問等につきましては、担当課室の補佐も来ておりますので、こちらからも対応させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〔実績評価書資料（案）「独占禁止法違反行為に対する厳正な対処」について説明〕
御質問等がありますでしょうか。

【田辺委員】 1点目として表1（事件処理件数）のところで、申告件数というのが平成20年度をピークに減ってきていますが、景気が悪くなると件数は上がる傾向にあるのでしょうか、それとも減る傾向にあるのでしょうか。2点目は、課徴金減免制度についてですが、申請件数が増加していることは制度化が進行したと考えるべきなのでしょうか。

【山本管理企画課長補佐】 管理企画課の山本と申します。

申告件数の推移と景気との関連ですが、そういう観点から分析をしたことがありませんので、全体的なところはなかなか申し上げにくいですが。ただ、例えば、カルテルではない優越的地位の濫用事件で、納入業者に対して小売業者が濫用行為をする場合、やはり小売業者からすると対消費者との競争が激しい、要するに大分安く売らなければいけないため、そのしわよせが納入業者への要求にはね返っていくということが考えられます。そういう意味では、小売業者から納入業者への要請等の行為によっては経済の状況が関係あるのかもしれない。また、不当廉売についても景気が悪くなって需要量が減りますと、価格を下げて、なるべく売りましょうという考えになり、中にはそれが行き過ぎた行為の場合もあり、申告件数の増加にはねている可能性はあるのではないかと思います。

ただ、政策評価の視点として申し上げますと、申告件数については、公正取引委員会は受け身的なところがございまして、せっかくいただいた情報を無駄にすることなく適切かつ厳正に、迅速というのも含めて処理していくという観点から政策執行状況を評価していく必要があります、処理期間の数値目標を立てているところでございます。

あと、2つ目の課徴金減免制度の申請件数の推移でございしますが、いろいろな要因があるのかもしれませんが、課徴金減免制度が平成18年に導入されてから日本に定着してきたということが非常に大きいところがあるのではないかと思います。当初導入を検討していた段階では、日本社会にはなじまないのではないかと懸念がありました。しかし、やはり徐々に制度が導入されて、実際の適用事例を可能な範囲で公表しておりますので、そういった情報がだんだん社会に広まってきて、認知度が上がっているのではないかと思います。

【田辺委員】 ありがとうございます。

【小室官房総務課企画官】 調査したわけではないですが、平成21年度の法改正で課徴金減免制度も適用対象が3社から5社に増やしたり、少し制度を変えたということがあり、それがどこまでこの数値にあらわれているか検証していませんが、そういったことも要因にあったということはいえるのではないかと思います。

【柿崎委員】 4頁の表4-1（小売業に係る不当廉売申告件数及び不当廉売事件の迅速処理件数）ですが、小売業に係る不当廉売申告件数が平成19年度から平成20年度に倍増していますけれども、これはこういった要因なのかということをお教えいただきたい。また、それに伴って、申告件数が増えると対応の負荷が大幅に上がっていると思います。そうすると、本来もっと深く追究して調査をすべきところが逆に手薄になるという問題がおそらく生じているのではないかと推察いたします。そうしますと、調べてみたら不当廉売に当たらない申告を減らすことが課題になると思いますが、とはいえ、申告しないでくださいというのもまた難しい問題だと思うので、差し当たり出来ることといえば、不当廉売をした方に対する啓蒙活動とともに、不当廉売であると申告された方々への啓蒙活動になるのではないのでしょうか。できるだけ正確な情報を上げていただくことで効率化し、本当にやらなければいけないところに体力をきちんと使う、こういった仕組みづくりが求められてきているのではないかと思います。そういった面での努力というか工夫というのは何かされているのでしょうか。

【小室官房総務課企画官】 啓蒙活動という点につきまして、この後の取引部担当の政策評価で説明させていただきますけれども、不当廉売に関しましては、平成21年12月に新たにガイドライン、不当廉売に関する考え方を出示させていただきまして、こういった行為が不当廉売に該当するかということについてより詳細にというか、明確化するというような取組はしてきております。したがって、こういった活動をしていくというのが全体的な取組としてはあるのではないかと考えております。

【山本管理企画課長補佐】 まず申告件数が平成20年度に約2倍増という数字ですが、申告は全て受け付ける義務がございますので、不当かどうかは別として、廉売という行為が広まっているからこそ、どういう理由かはともかく影響を受けている方も当然比例して増えますので、それが申告件数増加という結果になっているのではないのでしょうか。

あと、平成20年度に大幅に増えた申告を公正取引委員会としてどう処理していくのかというところでございますが、注意件数も増えております。実は、不当廉売というのは、例えばカルテルや談合と処理の方針というのが異なっておりまして、ここの頁にもございますが、「迅速処理（注意）」と書いています。例えば、カルテルや談合ももちろん速やかに処理をする必要はありますが、処理期間については、2か月ということではなくて、12か月ぐらいです。一方、不当廉売の場合には、廉売行為をある業者がやりますと、隣の事業者も対抗的にいき、行為がどんどん広まっていき、広まれば広まるほど当然影響もそれ

だけ大きくなるということで、波及性が高いので、なるべく早く措置を採らなければならない。一方、本来であれば、きちんと調査をして証拠を認定して、場合によって、不当廉売は一部のものは課徴金の対象にもなるものですから、よりしっかり調査しなければいけないのですが、例えば、それを1年ほどやっていると、廉売の被害者である周囲の事業者が皆撤退してしまって、今ごろ措置を出しても全く意味がないということになるものですから、そういう行為につながるおそれがあるものについて、迅速に処理をして注意を行うということで、2か月以内の原則処理ということでやっております。この9,000件全てというわけではありませんが、基本的にはそういうスタンスで処理しております。

ただ、先ほど冒頭説明させていただいた資料の平均処理期間の測定指標のところを見ていただくと、酒、石油製品、家電の小売業不当廉売事件の平均処理期間ということで、20年度は3.4か月、それ以降、2.4か月、2.2か月ということで、20年度はあまりにも急激に増えたものですから、我々も体制面で十分な処理ができないところもありましたが、その後、体制や事務効率もしっかり整備しまして、なるべく2か月以内にできるようにだんだん処理スピードを上げておりますので、引き続きこのペースでしっかり対応していこうと考えております。

【田中委員】 事件処理等の件数について、理屈的に言うと、やはり景気が悪くなった方が悪いことをする動機は増えるというのが普通だと思います。そうすると、課徴金減免申請件数が増えているとあり、小売業における申告件数が増えているというのは普通で、不思議なことは表1で小売以外の申告件数が減っているということです。

一つお聞きしたいのは、表1の方で、処理件数の方は多分20年度と、あと22年度を比べると、むしろ22年度の方が件数は多い。ということは、申告された件数の中で処理したものの件数は減らないというか、むしろ増えているぐらいですから、これはどうかというと、申告されたものの中で事件性があるとように判断されるものは一定数だったという理解でいいわけですか。申告件数が3,600件が2,000件に減っても、処理件数はあまり変わっていないという点についてです。

【山本管理企画課長補佐】 法律では誰でも申告はできとなっておりますが、どなたでも可能ですが、あまり独占禁止法と関係のないものも申告の中にはいろいろあって、なかなか事件にできないものも実は結構あります。やはりそういう意味では、これは我々の成果という意味ではなくて、純粹に単にそういう申告が多くあったというだけですが、それだけ事件になりやすいものが増えたということはあるかと思えます。

ただ、やはりそれは独占禁止法に対する認知度とか、カルテルや談合も含めて、やはり公正取引委員会に調査要求ができるという制度自体の認識が少しずつ、これは我々の自己評価になりますが、当方が措置を採ることで上がってきたのではないかというふうに思っております。

【田中委員】 一応確認のために聞きますけれども、申告件数が増えても減っても、ある処理件数だけは必ずやると頑張っているということはないですね。

【山本管理企画課長補佐】 そういうことは一切ありません。

【小室官房総務課企画官】 独占禁止法の認知度が進むにつれて、確度の高い申告が増えると考えております。

【田中委員】 そういうことですよね。そういう理解ですよね。だからだんだん認知が進行して変な申告が減ってきて、こういうのは申告として駄目らしいという情報が広まって、確度の高い申告が増えてきたという理解をすればいいですね。それならば前進ですね。

2 頁の一番上ですが、1 事業者当たりの課徴金額が平成 20 年度に大幅に上がっている理由は法改正があったからですか。

【山本管理企画課長補佐】 大型事件がやはりあると大幅に課徴金額が上がります。

【田中委員】 そうすると、たまたま 21 年度、22 年度も大型事件があったということですか。

【山本管理企画課長補佐】 そうです。やはり、先ほど申しました課徴金減免制度の定着によって、カルテル事件が大型化しているという傾向があります。

【田中委員】 わかりました。

【小室官房総務課企画官】 よろしゅうございますか。続きまして、「企業結合の迅速かつ的確な審査」に移らせていただきます。

〔実績評価書資料（案）「企業結合の迅速かつ的確な審査」について説明〕

御質問等がありますでしょうか。

【小西委員】 9 頁のところで、問題解消措置を講じることを前提に企業結合を認めたという対応を幾つか挙げているわけですが、問題解消措置が行われたかどうかについてどのように確認しているのですか。事後的にフォローアップをしているのですか。

【田邊企業結合課長補佐】 当事会社から問題解消措置の申出があり、それが独占禁止法上の問題を解消するようなものであれば、その企業結合案件については、問題解消措置が履行されることを前提として、問題がないものと判断しますが、問題解消措置の内容にも

よりもすけれども、措置の中で、問題解消措置の履行について公正取引委員会に報告するという内容が盛り込まれている場合がありますので、そのような場合には、当事会社から報告を受けて確認します。また、そのような場合とは別に、問題解消措置を事後的に評価するためにフォローアップするというものもしております。

【小西委員】 措置の内容はケース・バイ・ケースということですか。

【田邊企業結合課長補佐】 そのとおりです。

【柿崎委員】 表1（届出受理件数）にあるように平成22年度の届出受理件数がかなり減っていますが、これ自体はもちろん公正取引委員会が良いとか悪いとかということでは全くないことは承知しておりますが、このように劇的に業務量の変動する場合、人材の面でどのような対応をされるのでしょうか。

【田邊企業結合課長補佐】 平成21年の独占禁止法改正で企業結合計画に関する届出の範囲が縮減されたことによって、届出受理件数は減っています。他方で、これにより、必ずしも当委員会の業務量が減ったということではないと考えています。

なぜかと申しますと、平成22年度の届出受理件数が265件で、前年度が985件ですが、より詳細な検討が必要なもの、大型で精緻な検討を要する事案が減っているということではないので、業務量が減っているということでは必ずしもないと考えております。

【小室官房総務課企画官】 私どもはセーフハーバー基準を設けており、この基準に合うものは基本的に問題ないとして扱うとしていますが、この基準に該当しない企業結合件数については、今、田邊が申しましたように、多分それほど大きく変わっていないため劇的に業務量が減ったわけではないと思います。

【柿崎委員】 実質的に対応しなければいけない件数はそれほど変わっていないということですか。

【菅久官房総務課長】 法律の基準に基づいて届出をしなければいけない範囲は絞ったものの、実際に事前相談に来るような、問題となる可能性があるものはそんなに大きく変わるわけではないということだと思います。

【小室官房総務課企画官】 ほかはよろしゅうございますか。次の「下請法の的確な運用」に移らせていただきます。

〔実績評価書資料（案）「下請法の的確な運用」について説明〕

御質問等がありますでしょうか。

【田辺委員】 一つは、書面調査自体は若干対象が増えてはいることは確かですけれども、

逆に下請法違反の処理のところで、新規着手案件についてもコンスタントに上がっているということはどう見ればいいのか。要するに、下請法の精神が全然浸透していない、同じような割合で相変わらず違反行為が生じているということなのか。その点で下請法のPR等は相変わらず必要になっているということなのか。若しくは、逆に下請法違反の対象業種が、例えば従来だったら製造業系だったけれども、サービス業、IT業など新しい業種が次々に対象となるためPRを絶えず続けていってもなかなか減らないということなのでしょうか。

また、資料の書き方の問題ですけれども、書面調査で問題となる業種の割合や傾向を示せるのであれば記載していただきたい。

また、処理期間のところで、指導事案はある一定期間内に処理をしているものの、勧告事案は処理期間に問題点が残っています。しかし、勧告と指導とを一緒に評価しているため、問題点をはっきりしないので書き分けた方がいいと思います。

【島田下請取引調査室長補佐】 下請取引調査室の島田と申します。違反事件の調査担当部門にあります。

書面調査に比例して違反事件の調査件数が増えているというところがございますけれども、親事業者自体が更に多く存在しておりまして、やはり今まで予算とか、あるいは人員の関係から全て調査ができていない、あるいは数年に1回しか書面調査ができていないというところもございます。調査の書面を出せば出すほど違反が見つかっていくというような状況ではあります。

それから、平成15年の下請法改正以降、役務提供委託等業務が新たに下請法の適用対象になりまして、その直後に急激に事件数が増えたものもございますけれども、その後卸売業や小売業につきましても多く下請法の適用対象となるような委託取引を行っておりまして、特に小売業等でプライベートブランド商品について多く製造委託等を行うというようなものが発生しておりまして、新たに下請取引の対象となっているような業種もございます。その関係で違反行為が減っていないというようなところもあるかと思っておりますし、また、先ほども申しましたとおり、サービス業等でこれまで下請法の適用対象となっていなかった役務提供委託等が新たに適用対象となっていたということを知らずに、例えば発注書面の交付を行っていないとか、取引条件を書面で明らかにしていないというようなところもあったというような状況でございます。

こちらの評価書の書分け等についてはまた検討させていただきたいと思っております。

【小室官房総務課企画官】 御指摘いただきました、こういった業種が増えているとか減っているということですが、1年に1回公表している下請法の運用状況の資料で業種のグラフも出していますよね。

【島田下請取引調査室長補佐】 そうですね。

【小室官房総務課企画官】 こういう業種で違反が増えていますという目立った傾向について記載できますので、修正は検討できるかと思います。

また、勧告と指導につきましても、勧告も指導も同じ目標処理期間設定になっていますので、こういう書き方にしていますが、確かに少し書き振りを分けて、指導と勧告とをはっきり分けるような書き方にすることは検討させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【田中委員】 指導事案についての平均処理期間は計算していないのですか。

【島田下請取引調査室長補佐】 昨年までデータを集計していましたが、指導事案につきましては95パーセント程度が1か月以内に処理しており、本年についてもそれほど率が下がっているというわけではありません。

【田中委員】 勧告事案の処理期間が長いというのはずっとある問題で、295日ということは事実上1年ですよね。どうしてこんなに長いのか、どうすれば短くできるのかというのは何かあれば教えていただきたい。そもそもどうしようもないものなのか。

【島田下請取引調査室長補佐】 鋭意努力しているというところでございますけれども、調査開始時は、違反行為が必ずしも明らかであるというわけではございません。多くは任意の調査をして初めて違反が明らかになります。その違反が明らかになった段階で法的権限に基づく調査に入りますので、この任意の調査をある程度の期間行いまして、その後、法的な規定に基づく報告命令等を行って調査をするという、ある意味2段階の調査を行っております。その結果、前半数か月が任意の調査、それから後半数か月が違反の認定するためのある程度の権限を持った調査を行っているということでございます。

【田中委員】 質問の趣旨を言い替えますと、予算を倍にして人員を倍にすれば減らせるのか、それとも法律を変えて強制立入調査とか、そういう強い権限を与えないと短くならないのか、どちらでしょうか。

【小室官房総務課企画官】 調査をして、勧告となると公表することになりますので、かなり慎重に詰めてやらなければいけないわけです。事業者に対してやはり契約の内容ですとか、どの業者に対してどれだけお金を支払ったとか、そういうデータを出させるわけで

すが、やはり事業者もデータを作るのに時間がかかったりすることがありますので、事業者の対応状況によって、すぐに出してくれるところは多分6か月より短くできるという場合もあるかもしれませんが、事業者がそういった我々の要求に対して対応に時間がかかってしまったりすると少し長くなってしまう。受け身というか、そういうところはやはり若干あろうかと思います。

【田中委員】 では、どうやっても大幅に短くできない。例えば3か月ぐらいにはならないのですね。

【小室官房総務課企画官】 評価書に書いてありますとおり、職員の能力の向上などは引き続きやっていくということだとは思いますが。

【田中委員】 構造的な問題でやはり簡単にはならないということですね。

【小室官房総務課企画官】 それはあろうかと思います。

【田中委員】 国税庁査察ぐらいのものすごい権限を与えたら早くできるとか、そういうことはないですか。

【島田下請取引調査室長補佐】 そういうわけでもないと思います。今企画官が申しましたとおり、やはり相手方との対応がございまして、違反行為に係る金額の算出とか、かなり多くの下請取引先も中にはございまして、それを一つ一つチェックさせるというような業務を行っておりまして、公正取引委員会側の調査期間の短縮は図ろうとはしておりますが、相手方との関係でやはりどうしても短縮できないところがあろうかと思います。

それから、全てを3か月以内とすることについては、やはり違反行為が重大なものについては厳正な措置をとるべきであって、その下請事業者が被った不利益をきちんと最後まで回復を図るという目的もございまして、やはり時間をかけてもきちんとした処理を行うべき重大な行為があろうかと思います。

【田中委員】 了解しました。

【菅久官房総務課長】 勧告となるような案件では対象となる下請事業者も多いですから、多いものを全部調べさせるとか、そういう金額を確定させるとかということをやっていきますので、そういう意味で時間がかかる。

【田中委員】 わかりました。了解です。

【柿崎委員】 書面調査のやり方を教えてください。まずは親事業者にアンケートなりをとって、そこから下請事業者を出していただく。出していただいた結果がこの21万なにがしで、そこにまたアンケート調査を郵送でかける。それで返していただく。返ってきた

結果が4,500というふうに考えていいのですか。

【島田下請取引調査室長補佐】 そうではございません。回答結果があったものを踏まえまして事件調査を行って、表2（下請法違反事件の処理状況）のような処理を行っているということです。

【柿崎委員】 返ってきた結果から、これは調査しなければいけない親事業者というのがこの4,500、4,600ですか。

【島田下請取引調査室長補佐】 そうでございます。

【柿崎委員】 そもそもどれぐらい返ってくるのですか。

【島田下請取引調査室長補佐】 親事業者の場合はほぼ85パーセントから90パーセントの割合です。

【柿崎委員】 毎年同じような状況ですか。

【島田下請取引調査室長補佐】 ええ、ほぼ同じです。毎年、10パーセントも変わりません。

それから、下請事業者については昨年、平成22年度は21パーセント程度しか返ってきませんでした。

【柿崎委員】 21パーセント。それもほとんど同じですか。

【島田下請取引調査室長補佐】 こちらはちょっと多かった時で30パーセントを超えたときはあったかと思えますし、逆に10パーセントを切ったときもあったかと思えます。

【柿崎委員】 その変動は何の影響を受けるのですか。毎年調査対象の業種を変えるわけですね。

【島田下請取引調査室長補佐】 ある一定規模以上の資本金の親事業者については毎年調査票を発送しておりますけれども、規模が小さくなりますと、数年に1回というような調査を行っております。ただ、なぜそれだけ下請事業者の回答率にばらつきがあるというのはちょっと分かりかねます。

【柿崎委員】 分からない。

【島田下請取引調査室長補佐】 下請事業者からの回答書につきまして、回答数が10パーセントを切った年につきましては、調査票の表紙に、「この調査につきましては任意ですので、問題がなければ回答する必要がありません」というような記載をしたところ突然回答数が減った年度があったということです。

【田中委員】 調査票を送って、向こうから回答が来ますね。その中で問題があるとされ

た親事業者が4,500ですよね。

【島田下請取引調査室長補佐】 はい。

【田中委員】 回答があったものの母数、比率はどれぐらいですか。

【菅久官房総務課長】 下請事業者に対しては21万通送付して4万通ぐらいの回答がありました。

【島田下請取引調査室長補佐】 平成20年度は20パーセント程度の下請事業者からの回答率です。親事業者の方は80数パーセントの回答率でございまして、その中には、この年は下請取引がなかったというものも含まれています。

【小西委員】 6頁のところですけども、先ほどの調査というようなことに絡んでくるのかもしれないのですけれども、下の方に、その他必要な措置とありますが、勧告対象となった全ての親事業者がこれらの措置を採っている。これはどういう方法で確認されているのですか。

【島田下請取引調査室長補佐】 措置報告書の提出を求めていますので、どういう内容の文書を被害を被った下請事業者に提出したのか、送った先のリスト、例えば郵便の送り先の証明書等を提出してもらったり、あるいは社内周知につきましても、例えばどういう内容の文書を社内掲示板やメールで送ったのか提出してもらっています。

【小西委員】 サンプルというか、写しというか、そういうものを求めるわけですね。取締役会の決議であれば議事録をとということですね。

【島田下請取引調査室長補佐】 議事録の写しを提出してもらっています。

【小西委員】 はい、ありがとうございました。

【柿崎委員】 表2（下請法違反事件の処理状況）で先ほど業種別の内訳というお話がありました。地域別の内訳もありますか。もしあるとして、何か特徴はあるのですか。

【小室官房総務課企画官】 それはないです。

【柿崎委員】 ないですね。

【小室官房総務課企画官】 では、大丈夫ですか。続きまして、「取引慣行等の適正化」に移らせていただきます。

この施策につきましては、本年度から新たにこういうカテゴリーで施策として対象としたものでございまして、1つが独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、もう1つが事業者及び事業者団体からの相談対応、3つ目としまして取引実態調査の実施です。こういった3つの取組によって独占禁止法違反行為を未然に防止して、取引慣行等の適正

化を図るという施策の内容です。

〔実績評価書資料（案）「取引慣行等の適正化」について説明〕

御質問等がありますでしょうか。

【田中委員】 7頁のところで、広告フォローアップ調査によれば、広告業界の関係業者の自主的な改善が一定程度進んだことが明らかになったとありますが、これはそういうことを示す数字なり調査結果が何かあるわけですか。

【梶谷取引調査室長補佐】 平成17年度の広告調査で少し問題があるのではないかと、いうことを業界に対して指摘しておりまして、その指摘した事項がどれぐらい改善されたかということ平成22年にフォローアップ調査としております。そのフォローアップ調査報告書の中では、平成17年の調査で指摘したことについてこれぐらい改善されたとか、一部なかなか進んでいない部分もありますが、そういったことを全て明らかにして公表しております。

【田中委員】 それは例えばグラフや数字とか、そういうものは載っているわけですね。

【梶谷取引調査室長補佐】 載っています。

【田中委員】 文書だけではなくて、それをここに書けばいいと思うのですが。

【小室官房総務課企画官】 代表的な指標みたいなものはここに書き込めます。

【田中委員】 代表的な幾つかの指標、例えばアンケート調査で「はい」と答えた事業者がこれだけいるとか、文書だけだと具体性がないので記載した方がいい。

【小室官房総務課企画官】 確かに前回の政策評価はこのフォローアップ報告書自体が評価になっていまして、その時に、もっと具体的に書いていますので、今回ももう少しこんなことがありましたということは書けると思います。

【田中委員】 1頁にわたってずっと書くのであれば、ぱっと見えるものにしたい。

【小室官房総務課企画官】 はい。では、そこは少し検討してみます。

【梶谷取引調査室長補佐】 はい。

【柿崎委員】 注意件数が2,700に減った理由の1つとして不当廉売ガイドラインの発効によって予見可能性が高まったであろうというふうな説明だったんですけども。ということは、この2,700社の方々というのは、この不当廉売ガイドラインを御存じなかったということになるんですか。

【池田取引企画課長補佐】 そこについては、一応この2,700の内訳としましては、大体お酒ですとか、ガソリンですとか、そういった分野が多いので、しかもそういったと

ころに対しては、このガイドラインを重点的に周知していますので、違反した人もガイドラインの存在というのは全く知らないということはないというふうには思います。

【小室官房総務課企画官】 一般論ですけれども、やはり当然違反してしまったわけですから、ガイドラインも我々一生懸命周知活動はしているわけですから、それぞれに応じたいろいろなガイドラインがございまして、よく見ていなかったがゆえにやったという人は当然あるのではないかと思います。

【柿崎委員】 おそらくこの流れからすると、そういう人ですね。

【小室官房総務課企画官】 だとは思いますが。

【菅久官房総務課長】 ちょっと細かいですけれども、注意は違反になる前の行為に対して行うものなので、このぐらいならいいかなということでやっていた場合もあると思います。

【柿崎委員】 多分御存じなかったのですよね。

【柿崎委員】 ガイドラインを知った方はその前に自ら修正した。そういう人がどこにいるかわからない。そういう人にアンケートをとるわけにいかないのです。

【小室官房総務課企画官】 という人が少なからずいたのではないかと。ガイドラインを見て、あ、これはよくないということで、そういった行為を抑えたという人はいたのではないかと思います。

【柿崎委員】 2,700人の方々がガイドラインをどの程度知っていたかというデータは特にはとっていない。

【小室官房総務課企画官】 とっていないですね。

【田辺委員】 この中に書かれているのは、ガイドラインと、それから相談業務、取引実態調査のところですが、2番目の相談の対応のところですが、どういう相談があったかというようなことをあまり書いていない。例えば内訳で、かくかくしかじかの相談があったというのはあまり書いていませんし、結局中心に書いているのは相談事例の公表の持つ効果です。簡単に言うと、相談というのは嫌々受け付けたけれどもというような相談の持つ、単に情報が入ってくるということに関する積極的な部分が全く感じられません。自分のところの組織を考えても、入ってくる相談の電話というのは、基本的にはやっかい扱いされているようなところもあって、もう少し何か取扱いというか、書き振りはないのでしょうか。

つまり、相談窓口を設けているということの意味は結構あると思います。例えば他のと

ころを見ると、警察庁などは相談窓口のところで失敗してかなり警察の信頼を失った事件がありましたので、こういう相談体制をとっていますというところをかなり積極的にPRして、それに関する情報も集めて評価書の中にも入れています。公正取引委員会は2,000件くらい相談を受けていますという記載はありますが、そこで結局評価されているところが、それを事例集として抽出して、その効果のところだけなので、相談業務自体の持つ意味というのをもう少し何かお書きいただければという感じがしたということでございます。若干感想めいたことになるかもしれませんが、こういうところは書き振りの問題もあらうかと思しますので、お考えいただければと思います。

【小室官房総務課企画官】 相談の窓口については我々ホームページでもこういったものをこういうところで受け付けていますということは載せておりますので、検討させていただきたいと思います。

【小西委員】 8頁のところですが、これは書き振りかもしれないので、揚げ足とりみたいになってしまうといけないのですが、上の方に「コスト削減に寄与」してあります。つまり、処理件数が少なくなっているから、それだけ労力もかからないで、事務量も減っているという趣旨だと思うのですが、コスト削減というと、例えば、1件当たりの処理コストを計算してみたら金額が少なくなっていたとか、いわゆるコスト改善ということになると思います。第一義的な目的はコスト削減ではないわけですし、結果としてそういう効果を得たということであると思うのですが。

【小室官房総務課企画官】 効率的に未然防止につながっているというような表現になりますか。

【小西委員】 そうですね。

【小室官房総務課企画官】 目標は未然防止でございますので、そういった書き振りにいたします。

【柿崎委員】 素朴な疑問ですが、6頁の下の方に取引実態調査を担当する取引調査室の職員数（22年度）定員6名というふうに書いてありますが、この6名の方というのは、この取引実態調査のみを担当されているのですか。つまり6人で年間1件ないしは2件の調査をされているということですか。他の業務もなさりながらこれもやっているということでしょうか。

【梶谷取引調査室長補佐】 取引調査室の業務としては、主たる業務はやはりこの取引実態調査ですが、このほか、中小企業等協同組合法の届出の受理業務、内部の総括的業務、

庶務的業務、さらに、実態調査を行って公表していくというもののほかに、公正取引委員会の内部でのいろいろな業務の参考とか、基礎資料とすべく調査を行うといったような業務も並行して行っております。

【小室官房総務課企画官】 あと総括の人というのは、確か定員の6名に入ってしまったているけれども、広告フォローアップ調査担当者は4名で、総括の人とか室長は調査の担当者に入っていないのではないのですか。

【梶谷取引調査室長補佐】 総括は入っていませんが、室長は入っています。

【柿崎委員】 どの程度の調査なのか分からないので言うのはちょっとあれですけども、しかもいろいろな見方があり得ると思うのですけれども、どうなのでしょう。5、6名で1本あるいは2本の調査というのはどうか。

【菅久官房総務課長】 前にも申しましたように、6名で公表するのは2件で、それ以外の内部的調査業務みたいなものも並行してやっているということです。例えば、違反事件であれば、1事件20人、30人ということでやっていますので、それに比べれば随分我々は少ない人数でやっているという感じがあります。

【柿崎委員】 そういう感覚ですか。

【菅久官房総務課長】 調査といっても、出かけて行ってヒアリングとか、アンケート調査を回収してまた出かけて行ってとか、そういうこともやっています。

【柿崎委員】 我々もそういう調査は結構やっていますが、その感覚からすると、結構うらやましいという気がしたものですから。

【菅久官房総務課長】 最後は違反になるおそれがあるというぐらいのところまで話を詰めていかないとはいけません。

【小室官房総務課企画官】 では、よろしゅうございますか。続きまして、「競争的な市場環境の創出」に移らせていただきます。この施策につきましても今年度からこういった分類で行わせていただいたものでございまして、取組としては、一つは、発注機関における入札談合等防止のための取組、これの支援・促進、もう一つが、公開セミナーの実施等によって、競争政策の重要性、競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信、三つ目が、各府省における規制の事前評価における競争評価の取組の支援・促進です。こういったことを行うことによりまして、発注機関や事業者等に対しまして競争政策の定着を図って、これをもって競争的な市場環境を創出するといった施策について評価の対象としてございます。

〔実績評価書資料（案）「競争的な市場環境の創出」について説明〕

御質問等がありますでしょうか。

【田辺委員】 経済取引局総務課のところでなさっているPRの対象としては、発注機関における、要するに官製の談合を防ぐというところでしょうか。もう少し広くPR事業はやっていて、その中で特に官製談合というのはここ10年ぐらい非常に大きなテーマでしたから、そこに限定しているということでしょうか。要するにこれが10年後、ほかのところのPRがもっと必要になる場合、評価書の内容が変わっているのかどうか単純にわからないので聞きます。

2点目は、RIAのアナライズの話ですけれども、公正取引委員会を出していただいたチェックリストはやはりかなりよくできている。よくできているという意味は、あまり時間をかけることなくこういう観点を見てというところがぱっぱと書けるようになっていくという点では非常にいいものができ上がったとは思っています。何が言いたいかというと、チェックリストが67件出てきているわけですが、それはどこまで見ているのでしょうか。見て、チェックリストと規制の事前評価書が合致しているというのはおそらく総務省がやっているとは思いますが、例えば、ほとんど影響ないと皆丸をつけてしまって、あとは知らんぷりしていることが多いかもしれないのですけれども、これは本当かという形で、例えば実際にRIAを書いたところにどういう考え方でやりましたかとか、フォローアップまでなさっているのでしょうか。あれはかなり公正取引委員会の強い決意と熱意でRIAのマニュアルの中に入れ込んだので、どういうふうに使われるのか。逆に言うと、書きっぱなしになっていないかというのも気になっているものですから、そういった点を含めて教えていただければと思います。

【高居経済取引局総務課長補佐】 まず1点目の御質問でございますけれども、入札談合、中でも官製談合というところに取り組んでいるという点については、独立したものとしてこれに重点的に取り組んでおりまして、その理由としては、この資料にも少し書いておるのですけれども、入札談合というのは何十年もなかなか後を絶たないことがあります。その背景としては、発注機関にとって、入札談合は、もちろんよくないことだと、社会的にも非常に非難されていると分かっているけれども、自分たちの業務として考えたときに、なかなかこれを防止しようとするインセンティブが湧きにくい。例えば、例えば期間内にどうしても調達したいとか、予算執行の問題とか、安く調達する方がいいのでしょうか、そうすると、また来年度の予算で減らさないといけないのではないかと、そういうこと

もございますので、どうしてもインセンティブが働きにくいということで、我々として積極的にPRをして研修を実施して未然防止の取組を促進させたいということがございます。

それとちょっと離れたところで、そもそも独占禁止法違反行為のコンプライアンスというものを促進する必要があるのではないかということで、民間企業に対してアンケート調査を行ったりして、コンプライアンスを促進していくためにどういう取組が適切かといったことは、別途、この入札談合の防止と違うところでやっておりますが、入札談合等防止の取組については、発注機関側にとってなかなかインセンティブがわからないという必要性を踏まえて、そこに特化して取り組んでいるというところでございます。

【神田調整課長補佐】 今、田辺先生から御指摘いただきました規制の事前評価における競争評価のチェックリストのチェックということでございますが、チェックリストは、まずは総務省に提出されるのですが、規制の事前評価書と競争評価チェックリストが一応全て我々公正取引委員会に送られてくることになっております。そして、その都度、規制の事前評価書に書いてある規制の新設・改廃の内容と照らし合わせてそのチェックリストが、今御指摘あったように、いい加減なものになっていないかということは私どもの方でもチェックさせていただいております。その結果、ここに書かせていただいたように、そんなに大きく趣旨が違っていたりとか、いい加減なものになっていないことは都度確認しております。

実際、若干趣旨が不明だったりするものも幾つかはございましたので、その場合には各省の担当者とやりとりをして趣旨を確認したりということはございます。ただ、実際には、今は試行的実施の段階でございますので、それを直させるというよりは、どちらかというところ、仮に理解不足でうまく書けていないということがあるのであれば、今後そのチェックリストの記述をもっと丁寧にするであるとか、それについている手引の方でしっかり解説していくということの改善につなげていくのが重要ではないかという観点で見ているというのが比較的中心にはなっております。

【田中委員】 チェックリストについてですけれども、その結果は公表されないのですか。

【神田調整課長補佐】 はい。今のところ規制の事前評価書そのものは公表されていますが、競争評価チェックリスト自体の公表ということには現時点ではなっておりません。

【田中委員】 こういうのは省庁横断的ないい基準なので、公表するといろいろなことが起きて大変よろしいかと思えます。ここで言っても、公正取引委員会の判断を超えることだと思いますが、絶対に公表すればいろいろな分析する人達が現れますし、それを基にし

ていろいろ議論が起こるので大変いいと思います。実施するのであれば、総務省、あるいはもっと上のマターですか。

【小室官房総務課企画官】 総務省が決めるのですかね。

【神田調整課長補佐】 そうですね。最終的には、政策評価の中の規制の事前評価制度というもののの中の一部として競争評価を各省にやっていただいているという形になっておりますので、最終的には、総務省なり、あとは実際にやっていただく各府省と相談して決めていくということにはなると思います。

【田辺委員】 そんなに難しいことではない。

【田中委員】 難しいことでもないと思うのですけれども、自分達がどう感じているかということが明らかになれば、外部とのずれが出ますから、ずれのところでいろいろ議論が起こって、いい、悪いということで政策の評価ですね。これはいいことか、悪いことか、競争の推進になっているか、なっていないか。あなたはそう思っているけれども、周りの人はこう思わないという議論になる。議論の出発点として大変いいと思います。だから、是非公表するという方向にするといいと思います。

【小西委員】 5頁のところですが、中ほどの文章に発注機関が被害者意識を自覚しにくいとあります。これは後ろの方の11頁とか13頁とかにある発注機関に対する研修ということで、自覚をしていただくような取組をすると思うのですけれども、自覚をしてもらうための研修の方法とか材料とか、どのようなことをやっていらっしゃるのですか。

【高居経済取引局総務課長補佐】 そこは被害者意識を自覚しにくいというような状況にあるために、どうしても入札談合の防止に取り組もうというインセンティブが湧きにくいということで考えておるのですけれども。

【小西委員】 なるほど。取り組むインセンティブが小さい。

【高居経済取引局総務課長補佐】 被害者意識を持つことはおそらく難しいと思うのですけれども、それでも未然防止の取組をやっていただく必要があるということで、例えばこういう取組をしてはいかがでしょうか、過去こういう事例がありましたので、こういうことに気を付けていただければということで、改善のための研修ということをやっております。

【小西委員】 そうですね。自覚というのがすごくいい視点だと思って。今おっしゃったように、過去の事例や何かでこれだけ、いわば無駄だったとか、逆にこれだけ効果が出たとか、そういうことで現実感を持っていただけるとまた少し違うのではないかと思います。

そういう意味でこの自覚というのはいいい目の付けどころだと思います。だからこそ、より現実的というか、実際例というか、そういうことを感じていただくというのがいいのではないかと思います。

【小室官房総務課企画官】 では、もし他によろしければ、次に移らせていただきたいと思います。続きましては、「海外の競争当局等との連携の推進」に移らせていただきます。

〔実績評価書資料（案）「海外の競争当局等との連携の推進」について説明〕

御質問等がありますでしょうか。

【小西委員】 連携の相手先は海外競争当局ですね。

【下津官房国際課長補佐】 そうです。

【小西委員】 例えば、海外の企業に日本の制度が知れていくとか、知られるとか、そういうことはあるのですか。

【下津官房国際課長補佐】 例えば二国間とか多国間とか、そういう協議の場というのがあります。そこはその競争当局が集まって主に協議を行うことになります。他方、海外の、例えばA B Aというアメリカ法曹協会というところなどが主催するカンファレンスにも我々は講師を派遣しております。そのカンファレンスには、当然競争当局もいますけれども、企業の方も参加されますので、そういうところで公正取引委員会の人が講師、プレゼンターなりディスカッションにおいて制度を紹介するということもやっていますので、こういう活動を通じて海外の事業者の方々にも日本の法制度について周知しているという効果は出ていると感じております。

【小西委員】 連携して、いわば仕事をするということと、事業者に知ってもらえる環境作りというのと二通り考えられると思います。

【小室官房総務課企画官】 どちらかといえば、施策の内容自体は競争当局等との連携を推進することによって、競争違反を抑制していくというようなことになっていくとは思いますが。

【田中委員】 現状は情報を共有して。

【小西委員】 そうですね。

【田中委員】 それによって最新の事例を共有することの利点、学び合うというか、あるいは新しい変化が起こるのですけれども、そういうことが中心ですね。一緒に行動するというのは難しいですから。そこまではまだ行かない。

【下津官房国際課長補佐】 ただ、もちろん各国と独占禁止協力協定というのを結んでお

りますので、その協定の枠の中で、例えば特定のケースについて一緒にやるとか、一緒にというのは、連携をとり合ってやる。そういうことは考えています。

確かに情報を共有して、要はお互いに学び合う、海外のいいところをとってくる、これは大きいかと思います。

【田中委員】 ただ、国を越えて活動するところを協働で1つの企業を叩くというようなことまでは、やはりなかなかいかないでしょうから、今のところはそういう情報共有が中心という理解ですね。

【下津官房国際課長補佐】 協定の枠の中で各国がそれぞれの法律に基づいて事実を認定し、評価し、処分するという形になります。

【菅久官房総務課長】 現在でも実際に違反事件について海外の競争当局と一緒に行動しているというのは事実幾つもありまして、ただ、一緒にといっても、一緒に調べに行くことはできませんけれども、立入検査とか調査の開始時期を海外の競争当局と一斉に、非常に近いところから始めるとか、それらはもう幾つも事例としてあります。

【田中委員】 そうですか。

【菅久官房総務課長】 それから企業結合については、複数の国で届出があるような案件がありますので、これはお互いに審査している途中でお互いの考え方をディスカッションしながら進めていくというようなことも現に行っています。

【田中委員】 そういうものがあるのであれば、書けるなら書いた方がいいような気がしますけれども。現状ですと、交流しました、交流しましたという書き方だから、交流した結果として何を得たのか、利益があるかということはちょっと読み取りにくいものですか。

【下津官房国際課長補佐】 ここは施策の具体的な内容が、そういう二国間なり多国間なりの意見交換をするとか、公正取引委員会のホームページを充実させるとかということで、要は日本の競争政策を広く周知するということを主眼にしており、そのような活動もここに記載させていただいています。

【田中委員】 分かりました。これは広報が主目的であるというわけですね。

【下津官房国際課長補佐】 ええ。そうですね。

【小室官房総務課企画官】 確かにおっしゃることは非常にごもつともな分かりやすいところですが、ちょっと繰り返しになりますけれども、先ほど申しましたように、一応この施策の目標といたしましては、広く海外に対して周知するとか連携をとるというよ

うなことになっておりまして、こちらでは企業結合の話でしたら、実は企業結合の方の政策評価の方に出てくる話かもしれませんし、審査の方だったら審査の方に出てくる。分け方の問題かもしれませんが、今年度の政策評価の枠組みというか、捉え方ですと、これぐらいの話になってくるのかという感じはしています。

【田中委員】 分かりやすく言うと、広報である。我が国ではこういう競争政策をやっているということを周知する。それは我が国に進出してくる企業にも知ってもらい、対外的な宣伝も重要だ。もう1つは、各国で起こっているいろいろな情報を学び合うとか、どういうふうにお互いに学び合うみたいな形での基礎体力といいますか、公正取引委員会の基礎体力、独占禁止行政をやる上でのスタッフの基礎体力をつけるような働きが重要である。そう読み解けば読み取れるのか。

【小室官房総務課企画官】 必要性の部分で書いています。

【小西委員】 広報、広聴ですから、こういうことかとは思いますが、その先の目標、目的があるわけですね。知ってもらったからそれでいいということではないと思います。

【小室官房総務課企画官】 他にはございますか。

【田辺委員】 もう1点ですけれども、ホームページのアクセス数ですが、普通アクセス数というのは、経験的には、官庁の中でも増えていくのが多い、よく見るパターンなんですけれども、公取のトップページのところの件数というのは平成20年以降減っているというのは、日本のマーケットの魅力が減っているということの単純な反映でしょうか。日本のマーケットの魅力が世界的に減っているから、日本の独占禁止法は見る必要もない、出ていくときの問題事項も特にないということでしょうか。それとも他にも原因が考えられるのでしょうか。

【下津官房国際課長補佐】 ここが厳密にどういう形で減ったのかというところは、正答を今用意していないのですけれども、確かに先生がおっしゃったようなことも要因の一つとしてはもしかしたらあるのかもしれないです。もしくは、プレスリリースのところへのアクセスはどんどん増えているので、トップページを経由しないでプレスリリースに直接アクセスする件数、方法が増えているという感じはしています。それが答えかどうかという、そこは確認したということではないのですけれども、そういうことも考えられるのかと思っております。

ですので、トップページのアクセス数は減っていますが、プレスリリースのアクセス数は上がっているの、公正取引委員会に対する関心自体がぐっと減っていることではない

かという印象は受けております。

【田中委員】 最初の問題として、施策の目標が広報と広聴という点は分かります。これは広がっている。それから、途上国に対する技術支援もわかります。あとは、会議に入っ
て議論しているのは、交流して情報を交換しているので、何か連携というところまでは行
っていない。この政策の目標としては、連携は難しい話だから、交流と書いた方が多分い
いような気はします。

【下津官房国際課長補佐】 ただ、連携の意味も結構幅が広いと思います。まさに田中先
生がおっしゃるように、本当に個別のケースで一緒にやるようなものもあると思いますが。

【田中委員】 一企業をみんなでたたきましようといったことを想定しています。そうい
うのは連携ではないですか。

【下津官房国際課長補佐】 ここで我々が念頭に置いているのは、もちろんそういうこと
も考えていますが、意見交換も含めてそういう法執行に資するような当局間の活動、取組
というものです。

【田中委員】 当局間で連携でやる。そういうことですね。分かりました。

【小室官房総務課企画官】 一方で、ちょっとそこまで書いていないのですけれども、例
えば多国間の積極的な関与というところでいいますと、I C Nとか、O E C Dとかという
会合に出て、みんなで議論して意見を出し合って、では、自分達の制度をこういうふう
にしようと議論しながらベストプラクティスみたいなものを議論していく。というのは、広
い意味での連携に入ってくるのではないかと思います。

【田中委員】 それは語感ですね。一般の人がどう思うか。

【小室官房総務課企画官】 多国間の連携は入ると思います。先ほどのように個別の事案、
一企業を皆でやっつけようという話は確かになかなかこの政策評価の枠組みでは難しいか
もしれません。

【田中委員】 難しいし、それはできない。

【小室官房総務課企画官】 先ほど言った、多国間で議論して皆でコンバージェンスして
いこうという話についてはここの中でも少し、しっかり書いてはいないのですけれども、読
み取れるかと思います。

【田中委員】 なるほど。

【小室官房総務課企画官】 では、最後に、「競争政策の広報・広聴」に移らせていただき
たいと思います。

〔実績評価書資料（案）「競争政策の広報・広聴」について説明〕

御質問等がありますでしょうか。

【柿崎委員】 消費者セミナーというのはどういう方々が参加されているのですか。

【小室官房総務課企画官】 いろいろなパターンがありますが、これまで景品表示法を所管していた時には、結構消費者団体の方々と懇談会というか、意見交換をしておりましたので、その時のつながりなどもいろいろ活用させていただきまして、消費者団体の方にお声をかけさせていただいて、そこの方々に集まっていたいたり、あと、地方によっては一般公募といいますか、ホームページに消費者セミナーの案内と募集を載せまして、申し込んだ人に出てもらおうというような形でやっていることもあります。どちらかといえば、やはり消費者団体の方々を通じた方が人は集まりやすいというのは正直ございます。

参加者は変えると思いますが、消費者団体の方から繰り返しやってほしいといったような要望も聞いておりますので、まあまあうまくいっているのではないかと考えております。

【田中委員】 前から思っているのは、広報は、それぞれ来た人は皆、分かっているし、理解も高いしいいですが、いかんせんやはりどうしても数が少ない。例えば、中高生に独占禁止法教室を行い、理解もそれなりにありますが、仮に中高生全員にランダムサンプリングで公正取引委員会の独占禁止法について知っている人と調査すると、0.数パーセントになる。少しでもこれを上げるということを考えると、1個1個のクオリティーはもちろん高いわけですから、少し関心を広げるという方向で何か考えなければならない。やはりインターネットをうまく使うのが一番いいわけですが、そうすると、ホームページがあるので、それに対してのアクセス数もできるだけもっと増やす、誘導する。先ほどの「どっくん」もたくさん見てもらうようにする。そういう誘導が大事だと思います。メールマガジンもされているけれども、登録者数が4,500人というのはやはり少ないです。

今や個人で何万というアクセスを得る手段が幾つかあって、例えばツイッターですけれども、それを使えば、うまくいけばものすごい伝染力で、皆が関心を持つような事件があったときに、公正取引委員会が公式にツイッターをやっていて、うまく情報を誘導して事件の公表のページとか、独占禁止法行政の解説のところに誘導してやれば、大量の人が誘導できると思います。

だから、一種のソーシャルメディアを利用すると、広報活動にとってはものすごく有効だと思いますが、ただ、御承知のとおり、一步間違うと大変なことになるので、やり方が大変に難しい。非常に優秀な人を1人公正取引委員会内部で見つけて、そういう公正取引

委員会のスポークスマン的な人がSNS、ツイッターが一番簡単だと思いますが、そういうものを作って、普通にツイートしていただくと、だんだんフォローが増えてきます。大体どこの官庁でも、3,000、4,000とフォローが増えますから、うまくやれば、あっという間に伝播して、何か大きな事件で、皆が関心を持つような事件があった時に公正取引委員会はどのように考えているのかということが広まって、あっという間にホームページのアクセス数がボーンと上がっていくので、そういうのをやられるといいと思うのですけれども。

メールマガジンは今や広報手段としては大変遅いといいますか、威力の弱い手段になりつつあるので、とりあえずソーシャルメディア、一番簡単なのはツイッターですけれども、そういう利用を考えたらいいのではないかと思います。

【小室官房総務課企画官】 確かにツイッターの利用というのは、公正取引委員会の若い人の中で議論したことはあります。

【田中委員】 そうですか。あるのですか。

【小室官房総務課企画官】 なかなか役所が、不特定多数の方たちに対してPRしたり、情報を発信していくという時に、慎重に、特に公正取引委員会は執行官庁でありますので、慎重にやらなければいけない部分がございますが、本当につぶやきじゃないですけれども、思ったことをぽんぽんと書いて、それがわっと広げられれば、多分非常に効果的だとは思いますが。ただ、結局何か載せるときに、ある程度それに対してチェックもしなければいけないため時間もかかるので、なかなか使い方が難しいのではないかなというのが、我々が話した中での結論でした。

【田中委員】 とりあえず内部の人で、そういうことが好きな人が必ずいますから、その人をうまく見つけて、あまり個人的な見解は、とんがったことは言わせないように皆でフォローして見ていけばいいわけです。それで、普通に、こういう事件、こういうアナウンスがありましたとか、公正取引委員会でこういうニュースが出ましたとか、「どっきん」がバージョンアップされましたとか、そういうお知らせにプラスアルファ、これについて、独占禁止法についておもしろい解説が、このウェブページでありますからごらんくださいとか、そういうのぐらいだったら別に問題ないと思う。是非、やられたらいいのではないかと思います。

【小室官房総務課企画官】 確かに、先生がおっしゃいましたように、より我々のホームページをもっと見ていただくというか、しかも知っている人、リピーターだけではなくて、

新たな人に人に見ていただくための手段を考える必要はあると思います。

【田中委員】　そうです。新たな人に見てもらうためには最も効果的だと思います。メールマガジンはほとんど皆見ないと思います。量が多過ぎます。

【田辺委員】　広報活動の予算はどうなっていますか。

【小室官房総務課企画官】　我々としてはお金をかけないで効果的な広報をしっかりとやっていくということを検討しています。

【菅久官房総務課長】　例えば、会合を開くときには記者の人に来てもらって記事に書いてもらうとか、そういった方法です。

【小室官房総務課企画官】　そうですね。何かと露出していくというような形で今まで工夫していますね。

【菅久官房総務課長】　例えば、地方紙だと、独占禁止法教室なども結構書いてくれます。

【小室官房総務課企画官】　そういう意味で、まだどちらかというと、今年に入ってから取組ではありますけれども、地方での記者懇談会みたいなものも最近では結構開催するようにしておりまして、東京都内だけではなくて、あちこちの地方記者クラブなどにも話をしにいくということをやっています。

【田中委員】　ネット上にこんなのは独占禁止法違反だとよく出ることがあります。でも、誰も公正取引委員会のホームページや公式見解はレファレンスしないですね。そういう時にここを見ればいいという形で拾えれば、そこに集まっている人たちが見るわけですから、広報価値は大きいと思います。そういうホームページ等へ誘導する術がありません。誘導する人も知らないし、どこにあるかも知らないし。

だから、そういう広く薄く皆を引っ張ってこられるルートのようなものがあればいいので、そうするとメールマガジンだと規模が狭過ぎて、ホームページだと大き過ぎてすぐに分からないので、何かソーシャルメディアの中に入り込むのが一番いいと思います。

【小室官房総務課企画官】　たくさんホームページにアクセスしてもらう工夫はしていきたいと思います。

よろしゅうございますか。それでは、ちょうど時間になりましたし、今日は本当に大変長時間にわたりまして御議論いただきましてありがとうございました。

それでは、本日の政策評価委員会での御議論を踏まえまして、必要な修正等を行った上で、私ども公正取引委員会の了解を得た後に速やかに公表させていただきたいと考えております。

本日は、お忙しいところ御参加いただきまして、そしてまた貴重な御意見、御質問をいただき、ありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

— 了 —